

経営者のための

銀行交渉術 と最新税務情報



第 125 号

令和 5 年 4 月 20 日 (木)

発行 税理士法人 KJ グループ

〒536-0006

大阪市城東区野江 4 丁目 11 番 6 号

TEL : (06) 6930-6388

FAX : (06) 6930-6389

■相続税の計算における税額控除について■

① 贈与税額控除

相続又は遺贈により財産を取得した者が、相続の開始前 3 年以内に被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、取得した財産の価額を相続税の課税価格に加算して相続税の計算をします。贈与により取得した財産に課せられた贈与税を控除します。なお、令和 5 年度税制改正において、令和 6 年 1 月 1 日以後の贈与について相続財産に加算する期間が 7 年に延長されます。

② 配偶者に対する相続税額の軽減

配偶者の税額の軽減とは、被相続人の配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が、次の金額のどちらか多い金額までは配偶者に相続税がかからない制度です。なお、対象となる財産には、隠ぺい又は偽装されていた財産は含まれません。(1) 1 億 6 千万円 (2) 配偶者の法定相続分相当額

③ 未成年者控除

相続又は遺贈により財産を取得した者が 18 歳未満の者である場合には、18 歳に達するまでの年数 1 年当たり 10 万円を控除します。

未成年者控除額が、その未成年者本人の相続税額より多いため控除額の全額が控除しきれない場合は、控除しきれない部分の金額をその未成年者の扶養義務者で、同一の被相続人から財産を取得した者の相続税額から控除できるとされています。

扶養義務者とは、配偶者、直系血族および兄弟姉妹のほか、3 親等内の親族のうち一定の者をいいます(相続税法第 1 条の 2 第 1 号、相続税基本通達 1 の 2-1)。

④ 障害者控除

相続又は遺贈により財産を取得した者が障害者である場合には、85 歳に達するまでの年数 1 年当たり 10 万円(その者が特別障害者である場合には、20 万円)を控除します。障害者控除額が本人の相続税額より多いため、全額が控除しきれない場合は未成年者控除と同様に扶養義務者から控除できるとされています。

⑤ 相次相続控除

10 年に 2 回以上の相続があった場合には、前の相続において課税された相続税額のうち、一定割合相当額(1 年につき 10%の割合で逡減した後の金額)を控除します。

⑥ 外国税額控除

相続又は遺贈により法施行地外にある財産を取得した場合において、その財産について所在地国の法令により相続税に相当する税が課せられたときは、二重課税を防止するために、課せられた税額に相当する金額を控除します。